

仕 様 書

- 1 件 名 公用車両の法定点検
- 2 履行期間 契約締結日から令和7年（2025年）7月31日まで
- 3 履行場所 草加市上下水道部指定場所
- 4 支払方法 業務完了払（1回払）

5 内 容

次のとおり、対象車両の法定点検（道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備）及び油脂類等の交換を行う。

(1) 法定点検（6か月点検または12か月点検）

次の法令等に基づく各車両に必要な定期点検整備

- ① 道路運送車両法
- ② 自動車点検基準（昭和二十六年八月十日運輸省令第七十号）
- ③ 自動車の点検及び整備に関する手引（国土交通省告示第三百十七号）

(2) 油脂類等の交換

次の油脂類等の交換

- ・ エンジンオイル
- ・ オイルエレメント

※油脂類等は、メーカー指定品（または同等品以上）を用いること。

6 対象車両

(1) 法定点検 7台

① 6か月点検 2台

登録No.	車名 型式	初年度 登録年月	車検証有効 期間満了日	種別	用途
春日部 800 す 8766	日野・デットロ TKG-XZC605M	H28.12	R7.12.14	普通	自家用 特種（給水車）
春日部 800 す 1633	日野・デットロ LD-RZU300M	H17.12	R7.12.21	普通	自家用 特種（給水車）

② 12か月点検 5台

登録No.	車名 型式	初年度 登録年月	車検証有効 期間満了日	種別	用途
春日部 480 さ 646	ニッサン・NV100 DR17V-611194	R4. 5	R8. 5. 30	軽	自家用 貨物
春日部 480 さ 866	ニッサン・NV100 DR17V-611110	R4. 6	R8. 6. 19	軽	自家用 貨物
春日部 480 さ 867	ニッサン・NV100 DR17V-611144	R4. 6	R8. 6. 19	軽	自家用 貨物
春日部 480 さ 1077	ニッサン・NV100 DR17V-611991	R4. 7	R8. 7. 3	軽	自家用 貨物
春日部 480 さ 1078	ニッサン・NV100 DR17V-611975	R4. 7	R8. 7. 3	軽	自家用 貨物

(2) 油脂類等の交換 5台

12か月点検の対象車両5台とする。

7 費用範囲

(1) 本仕様に含まれる費用

- ① 法定定期点検整備及び油脂類等の交換において、通常どの車両にも毎回使用、交換、又は消費される部品代等
- ② 法定定期点検整備及び油脂類等の交換において、通常どの車両にも毎回行われる作業、調整、又は清掃等の処置に係る工賃、技術料等

(2) 本仕様に含まれない費用

- ① 当該車両又は個々の部品等の状態によって必要となる修繕、清掃、部品等の交換、又は補充等に係る部品代、工賃、技術料等
※ これらの費用が見込まれる場合は、発注者と協議すること。

8 車両の引取り及び納車について

- (1) 車両の引取り及び納車については草加市水道庁舎で行うこと。運搬等に要する一切の経費は、受注者の負担とする。また、車両引取りに当たっては、点検対象車両の駐車位置に受注者の車両を点検期間中のみ駐車してもよい。
- (2) 車両の引取り日程及び納車日程は担当（草加市上下水道部水道総務課管理係）と調整するものとする。7台の車両を2回以上に分散して実施するものとする。
- (3) 6か月点検の対象車両2台については、同時引取りは不可とする（1台ずつ点検を実施し、どちらか1台の車両は当市で出動できる状態であること）。

9 その他

- (1) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) この仕様書に記載のない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、担当（草加市上下水道部水道総務課管理係）と協議の上、決定すること。
- (5) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (6) 当業務において、法規制のあるものについては、関係法令を遵守の上、適切な対応を行うこと。

10 問合せ先 草加市上下水道部 水道総務課 管理係
電話048（925）3132（直通）